

池田総合法律事務所 池田特許事務所 ニュースレター

<http://www.ikedalawpatent.jp/>
平成30年初秋号 第21号



残暑お見舞い申し上げます。

今年も、「猛暑」予想の通りとなり、関東甲信越は、観測史上初めての6月中の梅雨明けとなったものの、7月に入ってから、西日本は、死者200人を超す豪雨災害に見舞われ、その後も、全国的に連日35度前後の気温が続き、立秋とは、名ばかりの暑い日が続いています。

秋来ぬと目にはさやかに見えねども風のおとにぞおどろかれぬる（藤原敏行）
気象予報士の森田正光氏は、気候変動には、1000年周期の大きな波があり、近年の猛暑は、この「千年猛暑」に当たるのでは、という説を唱えています。1000年前の平安時代の夏も、相当暑く、立秋が過ぎて、秋が来たとは、とても思えなかったのでしょうか（クーラーもシャワーも冷たいビールもなく、どうやって遣り過ごしていたのでしょうかね。）。



そうはいつても季節は確実に進み、うるさい油蝉から、澄んだ蝸の鳴き声に変わり、秋の気配も伝わってきます。こうした時期、冷房疲れ等から体調を崩しがちです。皆様、ご自愛ください。（池田伸之）

夏の暑さに慣れている名古屋嬢の私ですが、今年は格別に暑い！とはいえ、お日様は皆に公平で、私だけが汗をかいているのではないのですから、体調に気を付けて残暑を乗り切りたいです。

昨年4月から本年3月末まで、愛知県弁護士会会長と日本弁護士連合会副会長を務め、慌ただしい日々を過ごしてまいりました。「連携と承継」をキーワードに様々な課題に取り組みました。様々な分野で活躍する人々との知己を得て、改めて、法曹としての役割とこれからの弁護士会の在り方を学ぶ良い機会をいただいたと感謝しています。

さて、この頃感じるのは、世の中の技術革新のスピードが加速していることです。例えば、人工知能（AI）の議論はこの5年で一気に発展し、脳科学とコンピュータサイエンスの融合でAIの深層学習は各段に進化しました。AI時代に対応できる働き方や人材が求められていますが、自分はどうかしら？と不安になります。創造的な仕事は難しいですが、多様な人たちと共感し一緒に考えるイノベティブ（革新的）な日々を送りたいと願っています。秋はすぐそこ。頑張ります。（池田桂子）



ニュースレター第21号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：ikedalawpatent@par.odn.ne.jp、FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

相続分野の民法改正について

相続分野の規定を見直す改正民法が、平成30年7月6日に参院本会議で可決、成立しました。以下に、その内容についてご紹介いたします。

今回の改正では、遺産相続制度を“残された家族に報いる制度”にすることを主眼に、大きく二つの見直しが行われています。

まず、配偶者の死後も残された妻（夫）が自宅に住み続けられるよう「居住権」が新設されます。居住権とは、配偶者が終身または一定期間、自宅に住むことができる権利で、自宅建物に登記をすることができます。仮に、自宅の所有権を受け継いだ子どもが自宅を売却したとしても、居住権を有する妻（夫）は、そのまま自宅に住み続けることが可能となります。



日本人の平均寿命は、平成28年で男性が約80.98歳、女性が約87.14歳となっており、女性が男性の寿命を約6歳上回っています。夫に先立たれ、弱い立場に陥りがちな高齢女性を守るべき制度として、その意義は非常に大きいといえます。

もう一つの改正の柱は、婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、配偶者が遺言等で受け取った自宅は、遺産分割で取り分を計算する際の対象から除外するというものです。自宅を遺産分割計算から除外することで、その分、配偶者に預貯金などの遺産が多く配分され、住居と生活資金の双方を確保しやすくする狙いがあります。（石田美果）



オリンピックとボランティア

先日、4年に1度のサッカーの祭典、W杯がフランスの20年ぶりの優勝の末に幕を下ろしました。日本代表は直前の監督解任や強化試合で結果が残せなかったため、下馬評は低かったですが、その評価を見事に裏切りベスト16という結果を残してくれました。日本代表の奮闘に感動した方も多いと思います。



さて、国家をあげてのスポーツイベントといえは、東京オリンピックですが、開幕まであと2年を切りました。最近、オリンピックに関して話題になっているのは、ボランティア問題です。多くの外国人の方を相手にすることが想定されているため、英語をはじめ外国語能力が求められます。



外国語のスキルがある方を無償で、しかも交通費及び宿泊費も自費負担でお願いしようとする姿勢に対し批判的な意見を耳にします。確かにオリンピックのボランティアはとても素晴らしい経験になると思いますし、今後



に生きることは間違いのないでしょう。しかし、「やりがい」アピールは、ブラック企業の手法であると認識されることが多くなっています。この条件で募集定員に達する人数が集まるのであれば、オリンピックというコンテンツはまだ魅力的なものなのでしょう。



どちらにせよせっかくの56年ぶりの夏季オリンピックです。一人でも多くの人にスポーツの魅力が伝わればと思います。（森田翔太郎）

民事裁判のIT化

ICT（情報通信技術）の発展により、わたしたちは、スマートフォンやパソコンからインターネットにアクセスして、いつでも簡単に情報を入手したり、遠く離れた人と会話をしたりすることができるようになりました。しかしながら、現在の民事訴訟法は、このようなICTの恩恵を十分に活用できていません。例えば、一般的な民事裁判を申し立てる場合、訴状と証拠の原本とコピーを用意して、裁判所に提出しなければなりません。また、民事裁判が始まった後、一定の要件のもとで裁判書類（主張や証拠）をFAX送信できるものの、オンラインでの提出はできません。近年、韓国やアメリカでは裁判のIT化が進んでいることなどもあり、日本でも民事訴訟手続のIT化を進めるべきとの声が高まっていました。そこで、政府（日本経済再生本部の「裁判手続等のIT化検討会」）は、今年3月、「裁判手続等のIT化に向けたとりまとめ『3つのe』の実現に向けて」を公表しました。この「3つのe」とは、簡単にいえば、①いつでも裁判書類をオンライン提出できること（e提出 [e-Filing]）、②いつでも裁判書類にオンラインアクセスできること（e事件管理 [e-Case Management]）、③ウェブ会議の大幅な活用により、裁判所へ出頭する時間的・経済負担を軽減すること（e法廷 [e-Court]）です。今後、現行の民事訴訟手続がどのように改正されるのか、引き続き注目していく必要があります。



（玉垣正一郎）

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

無料相談も行っています。日程については、お電話にてお尋ね下さい。



ikedalawpatent@par.odn.ne.jp
当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

元号にまつわる法制度～平成が終わるにあたって～

来年、平成31年4月30日をもって、今上天皇が退位し、平成の時代が終わることとなりました。皇位継承に伴い、平成に代わる新しい元号となるわけですが、この元号という日本独自の制度について、法律等の決まりがどのようになっているのか、ご存じの方は少ないと思います。

実は、元号について定めた法律は存在します。それが、「元号法」です。昭和54年（1979年）に制定された比較的新しい法律であり（それ以前は、皇室典範の中に規定あり）、実は、この法律の施行後に定められた元号は、平成だけとなります。



元号法の条文は、本則がわずかに2項のみという、日本の法律の中でも短いものです。内容は、「1. 元号は、政令で定める。2. 元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。」というものです。要約すると、皇位継承があったときに、政令で新しい元号を定めるといふことしか記されていない法律になります。

そのため、平成の次の元号が決まる際にも、政令によって定められることとなります（ちなみに、平成になる際は、「元号を改める政令」（昭和64年政令第1号）によって定められまし

た）。

なお、新元号の制定のための手続きですが、これについては、法律ではなく、閣議報告という形で具体的な要領が定められています（「元号選定手続について」（昭和54年10月23日閣議報告））。


<https://www.digital.archives.go.jp/das/ima/ge/M00000000000001159113>）。

詳細は、紙面の都合で割愛しますが、元号は、「候補名の考案」、「候補名の整理」、「原案の選定」、「新元号の決定」の各段階から決定することとされています。興味深いのは、候補名として、「1. 国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つものであること 2. 漢字2字であること 3. 書きやすいこと 4. 読みやすいこと 5. これまでに元号又はおくり名として用いられたものでないこと 6. 俗用されているものでないこと」という具体的な指定がなされていることです。

新元号がどうなるかはまだまだわかりませんが、以上のような制度のもとに定められるということを知っていると、少し見方が変わって面白いのではないのでしょうか。（上杉謙二郎）



日本語難しい問題 ～「お疲れ様です。」と「お先に失礼します。」～

日本語は難しいという例文として、良く用いられるのが「お疲れ様です。」と「お先に失礼します。」です。一般的な説明では、「お疲れ様です。」は目上の方には使わず、目上の方に対しては「お先に失礼します。」というのが正解のようです。結局、マナー本などでは誰に対しても使える「お先に失礼します。」を常用しましょうと記載されていることも多いです。

ただ、この日本語難しい問題の本質は、実は単に「日本語が難しい」というところではなく、「相手はどう受け止めるかを予測して、自らの行動を決定すべきだ」というところにあるのではないかと思います。

極論、退社時に挨拶をしない新入社員よりも、「お疲れ様です！」と元気よく笑顔で挨拶する新入社員の方が100倍マシです（個人的に。）。自分が言葉を受け取る側であれば「お疲れ様です。」も「お先に失礼します。」も大差ないと思っています（個人的に。）。

ですが、自分が言葉を発する立場になったときには、相手はどう受け止めるかを考えなければ

ならないと思っています。なぜならば、言葉とは他人に自分の意思・気持ちを伝えるものだからです。相手に伝える必要がないのであれば、そもそも言葉を発する必要がありません。

自分が言葉を受け止める側であれば気にしなくとも、自分が言葉を発する側に立つのであれば、相手の嫌がる言葉を発しないのはもちろん、良くも悪くも自分がある言葉を発したら、相手はどう受け止め、どう動くのかを予測してコミュニケーションを図ることが重要なのではないかと思います。

それが結果的に自分のためになる、自分にとってより良い人間関係、職場環境が出来上がることになるのではないのでしょうか。

ですので、ときには上司に対していたずらっぽい笑顔で「おつかれーっす！」などと言って退社してみるのも一興かもしれません。友好的な職場環境を作るとてもいいアイデアだと思います（個人的に。）。・・・が、退社できなくなっても責任はとれませんで、ご了承ください。（西脇健人）



私的絵画百選⑨



クロード・モネ
Claude Monet

「アルジャントゥイユのひなげし」
Coquelicots 'a Argenteuil

オルセー美術館蔵
油彩、50cm×65cm、
1873年制作

光溢れる野道を親子が歩いて下ってきます。散歩でしょうか、それとも、どこかへ出掛けるところでしょうか。画面左下一面に、伸びた草叢の緑の茂みに赤色のひなげしが鮮やかに咲いています。上半分は雲の浮かんだ青空、地平線に沿って遠方の木々が並び、広がりを感じさせます。白い雲と赤色のひなげしの対比が鮮明で爽快な印象を与えています。

モネがこの絵を描いたのは、1871年にパリ郊外セーヌ川河畔のアルジャントゥイユに移り住んでから数年のことで、妻のカミーユと息子のジャンをモデルにしていると言われています。手前の親子の後方に別の親子の姿が見えます。別の親子というよりも、親子の動線を同じ絵の中に描いているというように、私には思えるのですが、いかがでしょうか。

この作品は、印象派を世に知らしめたといわれる「印象一日の出」とともに、第1回印象派展に出品されました。モネは言っています。

「鳥が歌うように描く。絵を描くことに何の教義も要らない。」と。観察者の眼で、自由に描く喜びと興味から、わくわくしていたのではないのでしょうか。

19世紀後半、人々は生活にゆとりができ、人々の目は戸外に向かいました。休日は町中から郊外へ、夏は海へ、そして避暑地へ。そして散歩やピクニックの愉しみを体験し始めました。この絵の中にも、婦人が日傘をさし、子どもは

帽子を被っています。日傘は、日よけ用であるとともに、おしゃれなアイテムとして、当時から流行していたようです。1860年代には日本の日傘がパリのデパートで売られていたという噂もありますし、明治の日本でも洋傘が売られていました。モネのワシントン、ナショナルギャラリーにある絵「散歩、日傘をさす女性」がよく知られています。

モネは、結構、苦勞人で、1840年に生まれ、少年時代から風刺画で小遣いを稼ぐなど絵の才能に恵まれていましたが、57年に母親が死去、父親に反対されながらパリに出て画塾等で勉強、アルジェリア兵役、普仏戦争を避けてロンドンへ移り…、サロンでの落選などが続きましたが、マネの世話で、アルジャントゥイユに移り6年余りを過ごしました。アルジャントゥイユの約6年間は、その中でも幸福な時間でした。

印象派の出足は酷評の嵐だったことはよく知られています。モネはその後パトロンの破産から経済的な苦境を迎えました。次男誕生間もなくの妻の死なども迎えます。後の積藁や睡蓮のシリーズにつながる自然の移ろいを楽しむ感覚、様式に捉われない自由さを模索していたのだと思います。戸外もアトリエ、彼の「早描き」と「筆触分割—混色せず絵の具を置きならべる」の技法を確立していった時代でした。

<池田桂子>